

平成17年7月30日(土) 13:00～16:00

会場：上尾市文化センター301室

今回の協議会では、荒川の治水計画の概要について事務局から説明を行った後、4つのグループに分かれてワークショップを行いました。ワークショップでは「太郎右衛門地区の自然再生の方向性について」と題して、従来案、ネクスト荒川プラン(第10回協議会で事務局より提案したもの)、その他の案について自由に意見交換を行いました。

主な議事内容は次のとおりです。

1. 新規委員の追加について

協議会への途中参加について意思表示があったため、協議会設置要綱第7条(途中参加委員)に基づき参加の可否を諮ったところ、承認されました。

2. 荒川の治水について

荒川の治水計画の概要について事務局より「工事实施基本計画」(抜粋)及び河川法条文(抜粋)を用いて説明し、質疑応答を行いました。

3. 太郎右衛門地区の自然再生の方向性について(ワークショップ)

4つのグループに分かれてワークショップを行い、太郎右衛門地区の自然再生の方向性について討議を行いました。これまで議論してきた従来案と前回提示案(ネクスト荒川プラン)また、その他の案について自由に意見交換を行いました。

主な意見は以下のとおりです。

- ・ 止水環境、流水環境、両方とも大事である。
- ・ 現況の止水環境に生息する希少生物は流水環境では残すことができない。また、復元目標種の希少生物も止水環境に依存するものが多い。これらのことから、従来の止水環境案も尊重すべきである。
- ・ ネクスト荒川プランの提案については、可能性が広がったと肯定的に捉えたい。
- ・ 従来案、ネクスト荒川プランのどちらが良いというのではなく、従来案はひとつのプロセスとして捉え、新たな可能性も合わせて検討すればよい。
- ・ 治水と環境をリンクさせることにより、よりよい自然再生事業が進んでいくなれば、止水環境と流水環境の両方を進めていくべきである。

- ・対象地域のあるべき姿をどう自然に戻していくかを議論した上で、方法や形を議論すべきである。
- ・目指すべき自然として本来の荒川の姿について共通認識を持つ必要があり、それは 70 年前の蛇行が生きていた時代の河川であり、砂の川の荒川である。
- ・川は自由度があることが大事であり、固定された蛇行では意味がない。
- ・子供たちが水辺に近寄れる環境を創ってほしい。
- ・産業廃棄物についての対策が必要である。
- ・上流から河口まで、さらに支川とのネットワークを考える必要がある。
- ・農地については、現状の農地をどうするかという理念が必要である。圃場整備をしていない田んぼは貴重である。
- ・上池は現況の止水環境を保全した上で自然度を高めていきたい。
- ・かつて生息していたコウノトリをシンボルとできるような湿地環境を創造したい。

4. まとめ

最後に会長並びに学識委員から次のようなまとめの言葉がありました。

- ・流水環境、止水環境と分けた議論ではなく、どちらも実現可能な環境を考えていくと良いと思う。
- ・広がった選択の幅を、今後、狭まらないように議論が前向きに積み上がっていくようにこの協議会を進めていければと思う。
- ・荒川の治水については、この会議とは本来別であるが、勉強する機会を作った方がよいと思う。